

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県事務処理規則及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

子ども未来課

【告示】

（県例規集登載）

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

港湾課

○ 公有水面埋立竣功認可

教育委員会

○ 生産物等売払代金の収納事務の委託

【公告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

県民生活交通課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画課

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

目次

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

担当課（室）

◎岡山県規則第五十号

岡山県事務処理規則及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県事務処理規則及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(岡山県事務処理規則の一部改正)

第一条 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三子ども未来課の部11の項1(1)中「**㊦**の身**㊧**の**㊨**」及び「**㊩**」を削る。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年岡山県規則第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号を削り、同条第三号中「様式第三号」を「様式第二号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「様式第五号」を「様式第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同号を同条第六号とする。

第三条を削る。

第四条第一項中「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同条を第三条とする。

様式第二号を削り、様式第三号を様式第二号とし、様式第四号から様式第七号までを一号ずつ繰り上げる。

様式第八号中「**㊦**」を「**㊧**」に改め、同様式を様式第七号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成27年9月15日 岡山県公報 第11720号

◎岡山県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八木山日生線
- 三 道路の区域

備前市日生町日生字椿谷五番六地内	備前市日生町日生字椿谷五番六地内	区 域
旧	新	別 新旧
四・一 一六・七	六・〇 一八・四	幅 員 (メートル)
七二・四	七二・四	延 長 (メートル)

平成27年9月15日 岡山県公報 第11720号

◎岡山県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	八木山日生線	備前市日生町日生字椿谷五番六地内	平成二十七年九月十五日

◎岡山県告示第四百四十号

平成十七年七月七日付け、岡山県指令港第四号で免許した公有水面埋立てについて、平成二十七年九月七日次のとおり竣功を認可した。

平成二十七年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 埋立区域

(1) 位置

瀬戸内市邑久町虫明字小瀬3881番及び3892番地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち1の地点から23の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と23の地点を結ぶ平成15年の秋分の満潮位 (D. L. +2.04m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点	伊藤萬四等三角点 (北緯34度41分22.8396秒, 東経134度13分15.5342秒)	から184度50分50秒781.42mの地点
2の地点	1の地点から	320度39分50秒 1.28mの地点
3の地点	2の地点から	40度51分31秒 4.19mの地点
4の地点	3の地点から	41度28分59秒 3.98mの地点
5の地点	4の地点から	49度36分49秒 3.76mの地点
6の地点	5の地点から	58度14分39秒 4.34mの地点
7の地点	6の地点から	67度20分15秒 3.97mの地点
8の地点	7の地点から	75度17分35秒 3.98mの地点
9の地点	8の地点から	349度44分01秒 1.01mの地点
10の地点	9の地点から	82度07分35秒 1.97mの地点
11の地点	10の地点から	174度03分40秒 0.99mの地点
12の地点	11の地点から	86度46分40秒 2.32mの地点
13の地点	12の地点から	13度26分01秒 0.59mの地点
14の地点	13の地点から	100度07分01秒 1.00mの地点
15の地点	14の地点から	10度48分00秒 3.72mの地点
16の地点	15の地点から	98度12分26秒 2.92mの地点

平成27年9月15日 岡山県公報 第11720号

17の地点	16の地点から	10度51分45秒	55.41mの地点
18の地点	17の地点から	100度45分40秒	24.96mの地点
19の地点	18の地点から	190度12分36秒	8.45mの地点
20の地点	19の地点から	100度45分06秒	74.95mの地点
21の地点	20の地点から	10度51分38秒	8.36mの地点
22の地点	21の地点から	101度17分36秒	2.84mの地点
23の地点	22の地点から	190度49分02秒	60.02mの地点

(3) 竣功面積

6,196.74㎡

2 埋立地の用途

漁港施設用地

3 埋立人

(1) 氏名又は名称

岡山県

(2) 住所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

(3) 代表者の氏名

岡山県知事 伊原木 隆太

4 帰属権利者

岡山県

5 関係図書閲覧市町村名

瀬戸内市

平成27年9月15日 岡山県公報 第11720号

◎岡山県告示第四百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十七年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

生産物等売払代金に係る収納事務

二 委託した収入の種類

生産物等売払代金

三 委託を受けた者の住所及び名称

津山市上田邑二八八〇

株式会社津山綜合木材市場 代表取締役 木下 恒久

四 委託を受けた事務を行う場所

津山市上田邑二八八〇

津山綜合木材市場

五 委託の期間

平成二十七年七月三十日から平成二十八年三月三十一日まで

〔三七四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十七年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人The Genius

三 代表者の氏名

KORCALA YAMASAKI BARBARA MALGORZATA

四 主たる事務所の所在地

津山市西吉田五八二番地六六

五 定款に記載された目的

この法人は、子供たちに対して、宇宙と科学教育に関する事業を行い、科学の興味や地球の重要性を分かるように教育する。本会は、宇宙、天体、航空関係の施設から離れた地域に住む子供たちに、宇宙、天体、航空に関する知識を普及させ、将来の進路目標を決めさせる。宇宙、地球に悪い影響を及ぼさない良好な自然環境の維持・創出、環境保全思想の普及を目的とする。

〔三七五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十七年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ゆばら田舎自慢

三 代表者の氏名

各務 裕史

四 主たる事務所の所在地

真庭市豊栄四九八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、主に湯原地域住民と法人の趣旨に賛同する都市住民を対象に両者の共助関係によって行う観光誘致事業（営農体験、観光農園、観光クラフト等）、障害者支援事業、ブランド作物育成事業（ブドウ、米など）、バイオマス発電所誘致とその廃熱・電力を有効に活用する若者にも魅力的で先進的な農林水産業展開事業などを実施することで田舎の魅力を再認識すると共に、若者の定住を促し地域の活性化を図ることを目的とする。

平成27年9月15日 岡山県公報 第11720号

〔三七六〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市全域	測量区域
公共測量（都市計画図作成）	測量の種類
平成二十七年八月十日から平成二十八年三月三十一日まで	測量期間

〔三七七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により笠岡市から笠岡都市計画用途地域についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

笠岡都市計画用途地域

二 都市計画の変更年月日

平成二十七年九月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、笠岡市役所建設産業部都市計画課において縦覧に供する。

〔三七八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により笠岡市から笠岡都市計画地区計画についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

笠岡都市計画地区計画（笠岡市大井地区地区計画）

二 都市計画の変更年月日

平成二十七年九月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、笠岡市役所建設産業部都市計画課において縦覧に供する。

〔三七九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により笠岡市から笠岡都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

笠岡都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

平成二十七年九月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、笠岡市役所建設産業部都市計画課において縦覧に供する。

〔三八〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により早島町から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画（金田・下野地区地区計画）

二 都市計画の決定年月日

平成二十七年九月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、早島町役場建設農林課において縦覧に供する。

〔三八一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市河本字下香ノ内九二一一一、九二一一二の一部、九二一一一地先水路、九二二

一―二地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区表町三丁目一八―四三

株式会社谷文

代表取締役 谷 好文

三 許可番号

岡山県指令建指第二四号

〔三八二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十七年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市河本字下香ノ内九二一一一、九二一一二の一部、九二一一一地先水路、九二一一二地先水路

二 公共施設の種別

道路、公園、下水道、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区表町三丁目一八―四三

株式会社谷文

代表取締役 谷 好文

五 許可番号

岡山県指令建指第二四号